

# 地域子ども・子育て支援事業の概要について

## (1)見込量の設定が必要な事業

No.	事業名	事業概要	八尾市の該当事業名
①	利用者支援に関する事業	子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う。 教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等も行う。	該当なし
②	時間外保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業。 ＜サービス利用の仕組み＞ ①サービスの必要性の判断 保育所入所児童で11時間の開所時間を超えて保育を必要とする児童 ②サービスの利用の流れ 利用申込みは、市町村又は直接保育所に対して行う。 ③ 利用料 特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)	延長保育事業
③	放課後児童健全育成事業	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、学校の余裕教室などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。 上記の低学年児童に加えて、八尾市では4年生から6年生までの児童を対象としたモデル事業も実施。	放課後児童健全育成事業
④	子育て短期支援事業	《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。 《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	子育て短期支援事業 (ショートステイ) ※トワイライトステイについては ⑧一時預かり事業の見込み量として取り扱う
⑤	乳児家庭全戸訪問事業	4か月児健康診査までに、すべての乳児がいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、子育て関連の情報提供を行う。 支援が必要な家庭に対しては、適切な情報やサービスを提供することで、子どもの健やかな育成及び児童虐待予防を図る。(市町村が実施主体、民間への委託が可能。)	こんにちは赤ちゃん事業
⑥	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業。(市町村が実施主体、民間主体への委託が可能。) 八尾市では育児に関する相談やアドバイスを行う「子育てパートナー派遣事業」と、出産後親族等の支援が得られず、健康回復が不十分で家事が困難な家庭に対してホームヘルパーを派遣する「ママ・サポート事業」を実施	・養育支援訪問事業 ・児童虐待への対応(児童虐待防止ネットワークの充実) ・ママ・サポート事業
⑦	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施。また、地域機能強化型では利用者支援・地域支援機能を付加し、機能強化。 (一般型:週3日以上・1日5時間以上、地域機能強化型:週5日以上・1日5時間以上、連携型:週3日以上・1日3時間以上の開設) 八尾市では就学前児童の子育て支援拠点として「地域子育て支援センター」や「つどいの広場」を設置し、保護者支援を実施。	地域子育て支援拠点事業

No.	事業名	事業概要	八尾市の該当事業名
⑧	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。 ※一時預かり事業には、保育所型(保育所で実施)と地域密着型(地域子育て支援拠点等で実施)がある。また、一時預かり事業に類するものとして、有資格者(保育士)を1名以上配置するとともに、市町村が実施する一定の研修を修了した者を配置する類型(地域密着Ⅱ型)がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時預かり事業</li> <li>子育て短期支援事業(トワイライトステイ)</li> <li>ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童対象分)</li> </ul>
⑨	病児保育事業	地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。  事業類型 《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児(10歳未満)を一時的に保育する事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病後児(10歳未満)を一時的に保育する事業 《体調不良児対応型》保育中に児童が体調不良となった場合に保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応等を行う事業 《非施設型(訪問型)》看護師等が地域の病児・病後児(10歳未満)を児童の自宅において一時的に保育する事業 ※なお、本事業にファミリーサポートセンター事業のうち、病児・病後児の対応を行うものも含まれるが、八尾市では実施なし	病児・病後児保育事業
⑩	子育て援助活動支援事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。 (相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など) 平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。(八尾市では実施なし)	ファミリー・サポート・センター事業(就学児童対象分) ※就学前児童対象分については⑧一時預かり事業の見込み量として取り扱う
⑪	妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、母子健康手帳交付の際に府内の委託医療機関で受けることができる受診券を同時交付することで、受診を促す。	妊婦乳幼児健康診査事業

## (2) 見込量の設定が不要な事業

No.	事業名	事業概要	八尾市の該当事業名
①	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を助成する事業	該当なし
②	多様な事業者の参入を促進する事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業	該当なし